

平成 26 年 6 月 18 日現在

機関番号：12401

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730725

研究課題名(和文)日本における養護教諭制度の成立と保健室機能の変容 - キュアからケアへ -

研究課題名(英文)Construction of School Nurse Policy in Modern Japan

研究代表者

七木田 文彦(NANAKIDA, Fumihiko)

埼玉大学・教育学部・准教授

研究者番号：40431697

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円、(間接経費) 1,020,000円

研究成果の概要(和文)：日本における養護教諭制度の史的検討として、明治期に誕生した学校看護婦が、1941(昭和16)年に新たな教育職員として養護訓導となった発展過程を概観し、特にその養成過程を明らかにした。戦後教育改革によって制度化された養護教諭制度の成立過程を確認し、同制度の確立により養護訓導(養護教諭)の職務と保健室機能がキュアからケアへと変容したプロセスの検討を行った。戦後の分析は、教育刷新委員会での議論と戦後教育改革期の学校保健計画案の作成に焦点化しながら、史実の実証を行うとともに、通史的な分析から養護訓導(養護教諭)の職務に内在化された本質的機能と保健室機能の構造転換について検討した。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study was considering a history of School Nurse policy in Modern Japan. Establishment of the training system of School Nurse was extremely difficult. The reason is as follows: (1) financial problem in the Ministry of Education, (2) Equipment has not been established, (3) Ministry of Education has prepared a course that can be licensed by the test, (4) Problem of rigid administrative system, (5) each prefecture and the Ministry of Education budget is insufficient. School Nurse Policy was not prepared even in the educational reform period after the war. However, function is prepared in the school health program. Its function has changed from Cure to Care.

研究分野：教育学

科研費の分科・細目：教育学

キーワード：養護訓導 保健室 学校保健計画

1. 研究開始当初の背景

これまでに試みられた養護訓導・養護教諭の成立史研究は、日本学校保健会編『学校保健百年史』(第一法規、1973年)、杉浦守邦『養護教員の歴史』(東山書房、1974年)、近藤真庸『養護教諭成立史の研究』(大修館書店、2003年)等によって、制度史の変遷に重点が置かれ、詳述されてきた。その内容は、養護訓導の前身である学校看護婦の誕生(1905年)と学校看護婦が学校に配置された量的拡大過程に焦点化され、同職員が養護訓導となる過程については、十分に明らかにされてこなかった。

養護訓導は、新たな教育職員の誕生として注目されながらも、また、戦後教育改革における養護教諭制度への連続性が重視されているにもかかわらず、養護訓導を対象とした研究は、そのほとんどが、国民学校令に定められた規定を指摘するにとどまり、誕生に至る過程については十分明らかにされてこなかった。その理由は、同課題が探求される現代的意義を見失っていたからである。

こうした状況から、今、養護訓導(養護教諭)の誕生過程に着目する理由は、次の二点である。

第一に、養護訓導(養護教諭)を誕生させた社会構造の転換過程に注目することで、今日の養護教諭が担う職務の可能性を、内在的機能とともに明確にすることができる。社会構造の転換とは、身体検査等の外的身体管理から、健康を能動的に獲得する主体を形成することにより、全体を管理コントロールしようとする内的身体管理への転換のことである。その内的身体管理を担う教育職員として、1941年に新たに養護訓導が学校に配置されたのである。

常勤の教育職員として学校に配置された養護訓導の職務は、嘱託であった学校看護婦の職務と比較すると、特定の病弱児童を対象にしたケア(治療)から、多数の一般児童を対象にしたケアへとその職務を拡張し、これにより実践の場である保健室(衛生室)の機能をも変化させた。

第二に、教育職員としての養護訓導の誕生は、戦後教育改革において養護教諭制度へと連続性をもったことで、国際的に見て先進的な健康教育機能を有する教育職員を誕生させた(Teacher for Health Promotion)。しかしながら、職名に「養護」とのワードが選択されたことにより、旧養護学校の職員と混同されたり、「「養護」とはなにか?」といった議論がなされるなど、制度が確立した一方で、職務内容と機能には共通理解を得ることができず、認識に混乱をもたらした。このことは、同教員養成機関の整備にも影響を与え、養護教諭は、長い間、「当分の間、これを置かないことができる」(旧学校教育法第103条)と規定された。職務内容が不明瞭であったことと教員養成機関の整備が遅れたことから、学校における教育職員としての位置づ

けについても明確化されず、戦後の身分保障は職制運動へと発展した。先進的な健康教育・健康増進機能を有する教員制度の確立は、国際的には極めて早期にデザインされていながらも、その機能を十分に発揮するまでに至らなかった。

以上の二点より、養護訓導・養護教諭制度が構想されたプロセスを、近代化に伴う衛生的社会の構築に伴う文脈において、社会構造の中でとらえ直すことによって、教育職員制度の成立を再検討するとともに、戦前・戦中・戦後において、どのような点が連続し、また断絶したのかを問い直しながら、一次史料の収集・読解・史料批判・分析によって本課題に接近する。

2. 研究の目的

本研究の目的は、明治期に誕生した学校看護婦が、1941(昭和16)年に新たな教育職員として養護訓導となった発展過程を概観しながら、その養成過程を明らかにすること、さらに、戦後教育改革によって制度化された養護教諭制度の成立過程を確認しながら、そして、同制度の確立により養護訓導(養護教諭)の職務と保健室機能がケアからケアへと変容したプロセスを史的アプローチにより明らかにする。

以上、三つの課題に対し、史実の実証を行うとともに、通史的分析から養護訓導(養護教諭)の職務に内在化された本質的機能と実践の場である保健室機能の構造転換過程を明らかにする。

3. 研究の方法

本研究は、平成23年度から平成25年度までの3カ年計画で進められた研究である。初年度の平成23年度は、戦時下改革を中心とした研究として養護訓導の誕生過程の史料を次年度に継続しながら収集し、同過程について史的アプローチによる分析と考察を試みた。2年目にあたる平成24年度は、戦後教育改革期を対象として養護教諭制度の成立過程についての研究を行った。3年目にあたる平成25年度は、平成23年度から継続している各分析内容について、戦前・戦中・戦後の通史的検討を行い、構造的に研究内容を把握しながら、本研究のまとめをおこなった。

研究の進行状況と経過報告は、平成23年度、平成24年度に日本学校保健学会において研究発表を行い、それぞれの発表内容について、質疑を受けながら内容の確認と事実確認の精査を行った。

なお、史料の収集は、戦前昭和期から戦時下の学校衛生史料、国立国会図書館憲政資料室、国立教育政策研究所教育図書館等に所蔵されている戦後教育資料を3カ年にわたり収集し、随時分析を行った。

4. 研究成果

以下の結果は、紙面の関係上、これまで明

確になっていなかった史実の重要新事項を中心として研究成果の文面としてまとめる。

(1) 戦時下文部省の養護訓導設置計画

養護訓導数の安定的確保

本研究結果の第一成果は、文部省が1940(昭和15)年以降に立案した養護訓導設置計画の作成プロセスについて明確した点である。

養護訓導制度は、1941(昭和16)年の国民学校令によって確立し、以降、今日に至る教育職員制度の基盤を形成した。同制度化に至るプロセスは、杉浦守邦の『養護教員の歴史』(東山書房)をはじめとする研究によって、文部省と厚生省の議論を中心にまとめられている。しかしながら、制度発足以降、戦後の養護教諭制度への接続過程や戦時下の政策立案過程については、史料保存の限界からその全容は明らかにされていない。

なかでも、養護訓導制度の発足以ともなう養護訓導養成と同免許状取得の方法については、国民学校令の公布によって廃止された「学校看護婦二関スル件」(昭和4年)に代替する規程として、養護訓導数の安定的確保と関わって免許状の取得方法が重要な課題であった。

昭和17年度以降の養護訓導設置計画

文部省は、無試験検定や試験検定等によって養護訓導数を確保するとともに、免許状の取得状況と配置を予測し、昭和17年度に10年計画で下記のように養護訓導の配置計画を立案した。

文部省の養護訓導設置計画(昭和16)

- 無試験検定志願者16名→合格者8名
- 試験検定志願者1,965名→合格者777名
- 「国民学校令施行規則第一〇七條二該当スル者」→309名
- 「既二任用見タル養護訓導数」→321名
- 昭和17年度全国の養護訓導数1,415名(実際の任用は658名)

➤ これ一つの目安として、文部省は、1943年から1954年までの計画として、年間1,700名程度の増加を見込み、12年間で21,530名の養護訓導増員案「養護訓導設置計画」(全校配置)を立案(図1参照)

文部省内部資料「昭和16年度養護訓導検定等二関スル調」(昭和17年3月31日現在)より

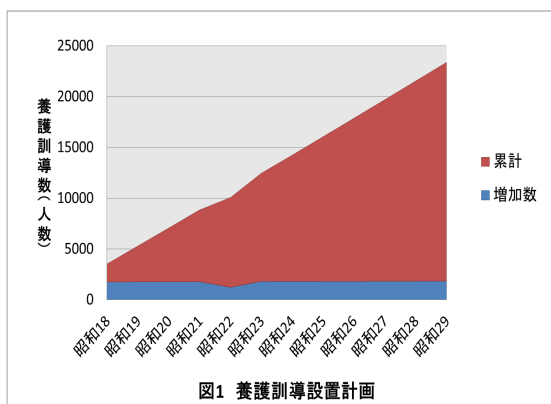


図1 養護訓導設置計画

文部省内部資料「昭和16年度養護訓導検定等二関スル調」(昭和17年3月31日現在)では、無試験検定志願者16名に対して合格者8名、試験検定志願者1965名に対して合格者777名、「国民学校令施行規則第一〇七條二該当スル者」309名、「既二任用見タル養護訓導数」が321名となり、文部省が調査によって把握していた昭和17年度の養護訓導数は、全国で1415名であった(実際の任用者は658名:図1)。

この調査データを一つの目安として、文部省は、1943(昭和18)年から1954(昭和29)年までの養護訓導数増加について、年間1700名程度の増加を見込み、12年間で計21530名の養護訓導増員案「養護訓導設置計画」(全ての国民学校に養護訓導を配置)を立案した(養護婦数については、年間1000名の減少数に対して2000名の増員を試算している)。

養成講習会と試験検定・無試験検定による養護訓導数の増員

養護訓導数の確保と今後の養成について、以上の調査と試算の説明として「養護訓導養成状況」と題された文部省起案資料には次のように記載されている。

養護訓導免許状の授与については、試験検定、無試験検定が想定されつつも、「養護訓導ノ養成ニ付テハ各府県ニ於テ現在学校ニ勤務シ児童養護ノ実務ニ当レル養護婦ヲ対象トスル講習会ヲ開設シ、修了者ニ対シ試験検定ノ上ニ養護訓導免許状ヲ授与スルノ方法ヲ採リツツアリ。右ニヨリ既ニ免許状ヲ授与セラレタルモノ一千三百余名ニシテ、ソノ中任用セラレタルモノ六百五十八名ナリ」そして、「本省ニ於テハ養護訓導ノ養成ヲ促進セシメ之ガ設置ノ普及ヲ図ルタメ差当リ昭和十八年度ニ於テ各府県ニ一ヶ所宛養成講習会ヲ開催セシメ(中略)右ニヨリ養成セラル、養護訓導ハ概ネ一千七百名ノ見込ナリ。更ニ斯種講習会ヲ引続キ年々開設セシムルト共ニ常設ノ養成機関設置ノ普及ニカメ昭和二十九年ニ於テ全国ノ国民学校ニ各一名宛ノ養護訓導ヲ設置セシムル計画ナリ」としている。また、養護婦対象の講習会を開設することによる臨時免許状、さらに、永続的養成機関の設置については、「文部大臣ノ指定スル養護訓導養成機関トシテハ各地方ニ於テ之ガ設置ノ計画アリ既ニ指定ノ申請ヲナシ来レルモノ十二ヶ所アリ之等施設ニ就テ八目下審議中ナリ」としている。

以上に示した養成案を支えた考えとして、養護訓導は、教育職員としてこれまで以上に教育的側面が重視された。文部省は起案文章においては、養護訓導の「養護」について、「単に教授・訓練・養護といった三分法に分離した場合の意味ではなく、むしろ養護的教育の意味に解すべき」とし、「養護訓導の職務規程」では、「昭和四年十月文部省訓令第二十一号に準じて考へてよい。但し、「より教育的」なる指導方針を確立すべき」と教育

的側面を重視した、教育職員としての養成案がデザインされた。

しかしながら、現実には看護婦を基礎資格とした増員計画として進められ、財政（県費負担）、人的・物的条件の貧困さ、免許状の取得方法（養成機関による養成＜検定＞）、体育局・関連部局との縦割りの弊害などの問題が顕在化し、後に「教職員定数の標準に関する法律」の教員定数一本化（1953年）、103条規程等の課題へと引き続く結果の起点となった。こうしたことから、戦時下改革は、戦後改革へと接続する重要な改革であったことが確認できる。さらに後の1947（昭和22）年「養護教諭養成所創設並に経費補助規程」（文部省訓令第8号）では、当時の構想においては、同年に10府県に養成所を設置し、5カ年で全県に設置する計画案が策定されたが、実現されることはなかった。そして、1962（昭和37）年以降については、養護教諭の配置率は小学校で53.3%、中学校で29.9%、「標準法」に定める児童1500人に1人、生徒2000人に1人の定数を遙かに下回る結果が示され、養護教諭の計画養成が喫緊の要務として、教職員養成課では、第1次 - 第3次5ヶ年計画を立案した。この計画では、国立大学に1年課程の養成課程を設置するとし、養護教諭特別別科が設置されることとなった（元文部省体育局学校保健課長吉川孔敏回顧録より）。これが、今日の養護教諭特別別科へと引き継がれている。

理念と現実の間で

以上のように、養護訓導設置（増員）計画の議論は、1941（昭和16）年以降、「養護」の専門性の議論がなされながらも、その理念と内実を支えられた免許状取得システムと養成過程の議論にそって成熟・完成させることはできず、目先の早急な対応として、人員配置の量的拡大過程を中心に形式的な増員案として進められた。

戦後養護教諭養成システムの確立と制度設計

以上に示した1941（昭和16）年に誕生した養護訓導の量的拡大過程（戦後に至る文部省政策）について、免許状取得過程、養成機関の設置過程について、戦後養護教諭養成システムの課題として、戦後養護教諭養成機関の設置が他の教員養成と比較して遅れたことについて、分析を行った。

史的要因として、教育職員免許法の制定（昭和24）によって「教員養成は大学で行う」という原則がたてられたが、養護教諭養成の場合、同時期に看護婦を基礎資格とする養成を離脱できなかった（専門性の不明確さにもよる）ことで、大学における教員養成機関の設置に遅れをとった。戦後教育改革期に、四年制大学における養護教諭養成機関の設置が遅れたことによって、リベラル・アーツを

基礎とした専門性の議論よりも量的拡大と教員としての身分保障の運動を展開する素地を形成した。

戦後教育改革における養護教諭養成システム成立の遅延原因（養護教諭養成による増員への障害）として、次の六つの原因があげられた。

第一は、財政問題で、戦時下に県に設置された養護訓導養成所（2年課程）は道府県立師範学校が官立に移行したことによって、県費での養成所の設立・運営が可能となった。これにより、戦後改革における養護教諭養成機関の設置は、官立師範学校の戦後改革とは別ルートで改革が進められた。

第二は、養護教諭養成に関わる人的・物的条件の貧困さについて大きなハードルとなった。

第三は、免許状の取得方法について、養成機関による養成よりも検定重視による増員を優先したことが、戦後養成機関の設立を遅らせた可能性が指摘された。

学校看護婦から養護訓導となった際、国民学校令（昭和16）の公布により、廃止された「学校看護婦二関スル件」（昭和4）に代替する規程として、養護訓導数の安定的確保と関わって免許状の取得方法が重要な課題となった。文部省は、養成機関による増員には時間がかかることから、看護婦免状を有する者を中心として、無試験検定や試験検定によって養護訓導数の確保をめざした（上述の通り。養護訓導誕生（昭和16）以降に頓挫した三度の養護教諭養成計画（文部省）は計画通りに進められなかった）。

第四に、体育局・関連部局（教職員養成課）との縦割り行政による改革の遅延について指摘した。

第五に、「教職員定数の標準に関する法律」の教員定数一本化（昭和28）として、養護訓導を採用すると一般教員が一人減ることになり、養護訓導採用に微妙に影響した事実を指摘した（昭和44年の同法改正により、教員定数枠一本化は解消された）。

第六に、国民学校令附則より継続された学校教育法第103条規程について指摘した。有資格者が得られないという理由で、「当分の間はこれを置かないことができる」（学校教育法103条）という緩和条項をつけながら、国による計画養成は長い間進行せず、多様かつ変則的な養成機関による養成に委ねられた。

以上の結果から、養護教諭養成の議論は、昭和16年以降、専門性の議論を行いながらも、人員配置の量的拡大過程（「理念」というより「願望」）を中心に進められてきたこと、戦後開放制教員養成の支柱である教養（リベラル・アーツ）ある専門家像を考えると、養護教諭養成機関の設置の遅れによって、専門性の議論に終始し、大学における「教養ある専門家」を創造する議論に至っていないこと、そして、改革の理念を考えると、立

ち戻ってくる起点は「養護」の概念であり、どのような文脈で「養護」のワードが選択され、同意義内容が変化してきたのかを整理する必要がある。同課題は今後の検討事項である。

(2) 戦後教育改革における学校保健計画の策定と地域普及の実際-養護教諭の職務と保健室機能拡充-

「小学校保健計画実施要領(試案)」への注目

本項では、戦後学校保健計画の策定と地域普及の実際について、新史料によって明らかになった事項を報告する。

戦後、文部省が提示した学校保健計画は、1949(昭和24)年11月に公になった「中等学校保健計画実施要領(試案)」と1951(昭和26)年2月の「小学校保健計画実施要領(試案)」にその方向性が示されている。これまで、中等教育における実施要領案が先行して公にされたこと、そして、「中等学校保健計画実施要領(試案)」と「小学校保健計画実施要領(試案)」の内容には多くの共通点があったことから、前者に多くの注目が集まり、研究や分析の対象とされてきた。その一端は、埼玉県川口市立青木中学校の実践例が七星閣より刊行されたことによっても、同計画への注目の大きさが確認できる。しかしながら、就学率や公教育における取り組みの継続性等を考慮すると、初等教育における同計画の普及過程にもあわせて注目する必要がある。特に、戦後の養護教諭の職務と保健室機能の方向性が示された重要な試案である。

学校保健計画の公表時期と学校における計画・実践の先行

上述のように、「中等学校保健計画実施要領(試案)」が注目される一方で、「小学校保健計画実施要領(試案)」は、十分な研究の対象とはされてこなかった。そのため、同要領は、公にされた1951(昭和26)年2月に全国へ通知され、その後、各地の小学校へ普及したとする見方が定説であった。しかしながら、山形県東田川郡渡前小学校が所蔵した史料には、このような事実とは異なった実態が示されている。新史料が示す事実、初等教育版の学校保健計画は、1950(昭和25)年4月の段階で、すでに地域へ普及していたことを現している。

渡前小学校の所蔵史料は、「小学校学校保健計画実施要領(案)」(1950(昭和25)年4月)ならびに「昭和二十五年度 学校保健を主としたる施設経営概要(健康教育年間指導細目掲載)」の二つの史料であり、両史料の刊行日とその内容から、前者が刊行された後、これを参考にして早急に後者が作成されたと考えられる。渡前小学校では、1950(昭和25)年度の学校保健計画は、同年に全国へ普及した「中等学校保健計画実施要領(試案)」

と同時期に受容され、計画が策定されている。これと同様の事実は、日本学校衛生会機関誌「健康教育」(第28巻第5号)において紹介された、新潟県長岡市立表町小学校の事例によっても確認できる。そこには、1949(昭和24)年10月の段階で、渡前小学校と同様に、すでに学校保健委員会の組織と機能が検討・紹介されている。

新史料である「小学校学校保健計画実施要領(案)」の内容は、「小学校保健計画実施要領(試案)」と極めて類似性が高く、かつ、中等教育版である「中等学校保健計画実施要領(試案)」とも内容がオーバーラップしている。このような点から、文部省が検討した初等教育版と中等教育版の学校保健計画は、その内容の検討・策定が同時進行で進められ、その普及においても時間差はなかったと考えることができる。

初等教育における学校保健計画の普及過程

文部省が公にした1949(昭和24)年11月の「中等学校保健計画実施要領(試案)」と1951(昭和26)年2月の「小学校保健計画実施要領(試案)」は、刊行の時系列化によって、その内容も同様に普及したと考えられている。しかしながら、戦後教育改革期は、混乱した状況にあり、渡前小学校等の事例が示すように、必ずしも刊行の序列による制度普及が実践を先行する形にはなっていない。では、1951(昭和26)年2月の「小学校保健計画実施要領(試案)」の公表をまつ前に、学校保健計画が立案・実施されたのは、どのようなプロセスを経て可能となったのか、以下に検証してみたい。

ここで注目したいのは、IFEL(Institute For Educational Leadership)と各種研究会である。

文部事務官であった井坂行男は、当時のIFELの様子について、1949(昭和24)年10月の日本学校衛生会機関誌「健康教育」(第28巻第5号)において、次のように述べている。「1948(昭和23)年10月から1949(昭和24)年3月までの間、二期にわたって東京で行われた「教育長、指導主事等の長期講習会(IFEL)」において、来日したボストン市教育委員会青少年指導部長デーリーが「School Health Program」について説明・紹介を」行った。

このように、戦後学校保健計画、そして、その中心的機能として注目された学校保健委員会機能が、IFELに参加した学校長等を介して全国の小学校へ普及した。渡前小学校や表町小学校の事例もこうしたプロセスで普及したと考えられる。

他方、教員向けの研究会においても、学校保健計画の策定に向け、各地で研究討議が行われている。例えば、1950(昭和25)年6月から12月までの7ヶ月にわたって、小学校教員研究会、ならびに中等教育研究会

が全国 16カ所で開催されている。

その報告書「昭和 25 年 学校保健計画班報告書録〔第二集〕」(宇都宮大学附属図書館所蔵)には、「小学校教員研究集会「学校保健計画班」の部」において、すでに「学校保健委員会の組織と運営」、「地域社会に適応した健康教育の年間計画」等を中心に検討がなされており、このことから 1951(昭和 26)年の「小学校保健計画実施要領(試案)」をまつまでもなく、IFELと同様、全国へ、その計画の基本的骨格・考え方が普及し、実践が試みられた。

以上のことから、「中等学校保健計画実施要領(試案)」と「小学校保健計画実施要領(試案)」は、公表には時間差がみられるが、小学校においては、全国各地において実践が先行した。そのなかで、地域教育計画の一端として、さらなる普及を目的として「小学校保健計画実施要領(試案)」が示された。しかしながら、逆コース、そして 1958(昭和 33)年に全面改定された「小学校学習指導要領」の「告示」以降、「試案」に込められた民主的「試み」の考え方は、後退し、これ以降、学校保健計画への理解と位置づけもまた、「告示」の影響を受けながら変容をみせた。

養護教諭の職務と保健室機能拡充

以上に示した戦後学校保健計画は、戦前・戦中の学校健康教育運動の延長線以上に体系的事例として試案が示された。

試案には、保健室機能が保健室のみに閉ざされるのではなく、保健センター的機能を有し、かつ今日における Health Promoting School、または Healthy School に共通するデザインとして示されていた。その中心機能として民主的な学校保健委員会の役割が示されたが、当時の上意下達といった学校文化の中で、同機能が正常に機能することはなかった。

本来的にそこで期待された内容は、戦前・戦中にも目ざされた治療からケアへといった保健室機能、養護教諭の職務の拡充と深化であった。しかしながら、終戦直後の衛生状態の悪化によって、短期的評価としての結核予防や栄養の向上による体力の増強といった内容に注目されながら、中長期的な着眼による営みは十分に機能することはなかった。

IFEL等による講習会によって、その機能と役割は伝達されたように思えたが、学校保健委員会機能の内実やデザインが十分に理解されることはなく、後に形骸化することとなった。

戦後、養護教諭養成は教育刷新委員会において議論されることはなく、教員養成からは抜けを散ることとなった。しかしながら、養護教諭に求められた職務、保健室の機能は、戦後学校保健改革の中に示されていた。しかしながら、以上に見たように、文部行政に携わる者達の必死のデザインにもかかわらず、

教育現場に十分理解されることはなかった。個々に生じた課題は、今日に至っても様々な学校保健場面においても懸案事項として顕在化している。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

1. 七木田 文彦『第二次世界大戦後の日本の学校保健』母子保健情報、査読無、第 64 巻増刊号、2011、pp.11-16

〔学会発表〕(計 2 件)

1. 七木田 文彦『戦後教育改革における学校保健計画の策定と地域普及の実際』第 58 回日本学校保健学会(名古屋)、2011 年 11 月 13 日

2. 七木田 文彦『戦時下文部省の養護訓導設置計画』第 59 回日本学校保健学会(神戸)、2012 年 11 月 11 日

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

〔その他〕

1. 七木田 文彦『養護教諭養成システムの確立と制度設計』養護教諭養成におけるカリキュラム改革の提言(2)、日本教育大学協会全国養護部門研究委員会報告書、2012、p.62

6. 研究組織

(1)研究代表者

七木田 文彦(NANAKIDA, Fumihiko)

埼玉大学・教育学部・准教授

研究者番号: 40431697